

特殊車両が道路を走行 するために必要な知識

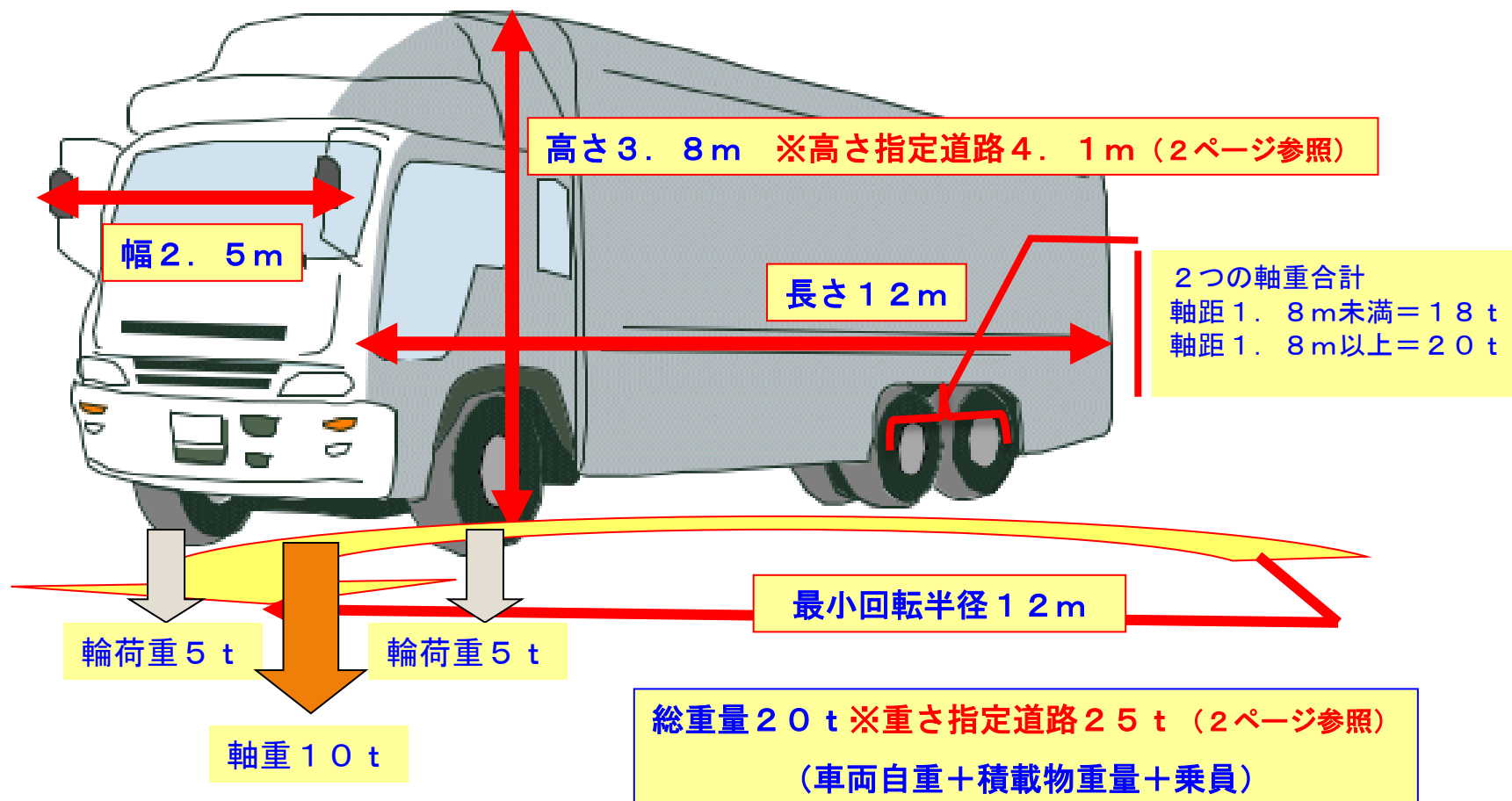
～特殊車両に関する法令や罰則
最新情報等について～

【 も く じ 】

1. 特殊車両とは	1
2. 特殊車両に係る法令等	4
3. 特殊車両通行許可制度	
・ 制度の概要	6
・ オンライン申請	11
・ 申請窓口	15
・ 許可条件	16
4. 特殊車両通行許可制度における違反と指導取締り	17
5. 大型車両通行の適正化方針	20
6. 大型車誘導区間	22
7. 特殊車両通行許可制度に関する各種情報	
・ 最小回転半径計算シート	25
・ 登録前車両の許可申請	26
・ 包括申請の変更	27
・ バラ積み輸送の車両の長さの見直し	28
8. 基準緩和自動車の認定要領の改正	29
9. 制限外許可制度	30
10. ご質問、お問い合わせ先	34

1. 特殊車両とは？

※下記の数値は、道路法車両制限令で決められている一般制限値です。



特殊車両とは、荷物を積んだ状態で上記の数値を超える車両です！ ※例えば新規格車（総重量 20 t 超の車両）やトレーラなど・・・

重さ指定道路と高さ指定道路について

重さ指定道路とは

高速自動車国道や一般国道、その他道路（県道、市町村道など）において、道路管理者がその道路を指定（重さ指定道路）することで、総重量**25トンまで**の車両が自由に走行することができる道路。

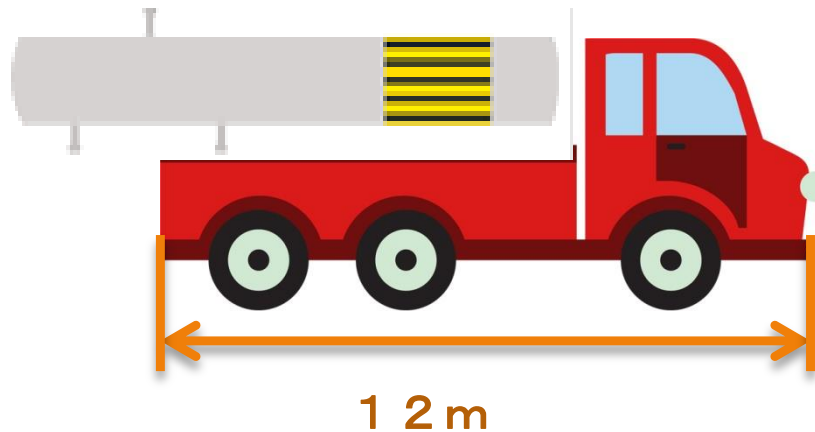
高さ指定道路とは

道路法（車両制限令）で決められている車両の高さの最高限度について、道路管理者がその道路を指定（高さ指定道路）することで、貨物を積載した状態で**高さ4.1メートルまで**の車両が自由に走行することができる道路。

特殊車両となるケース

このような車が特殊車両です

※トレーラ（全長が長い車両）や、大きい荷物を積載する車両など。



重さ指定道路以外を
走行する場合は



※イラスト：ヤフーより

2. 特殊車両に関連する法令等について

○車両制限令（道路法）

特殊車両通行許可制度に関する法令

- ・ 管轄する省庁 国土交通省道路局（地方整備局）
- ・ 概要

一般制限値を超える車両（1 ページ参照）で道路を走行するときは、この法令で定める「特殊車両通行許可」の申請を行い、許可証を得なければなりません。

★違反をすると指導や取締りを受けます。

○道路交通法

安全に道路を走行するための法律

- ・ 管轄する省庁 警察庁（警視庁・道府県警察）
- ・ 概要

車両をはみ出す荷物を積載し走行する場合などは、特殊車両通行許可とは別に出発地の警察署に制限外許可申請を行い、許可を得なければなりません。

★違反をすると運転者が罰せられます。

○道路運送車両の保安基準（道路運送車両法）

車両の製造等に関する法令

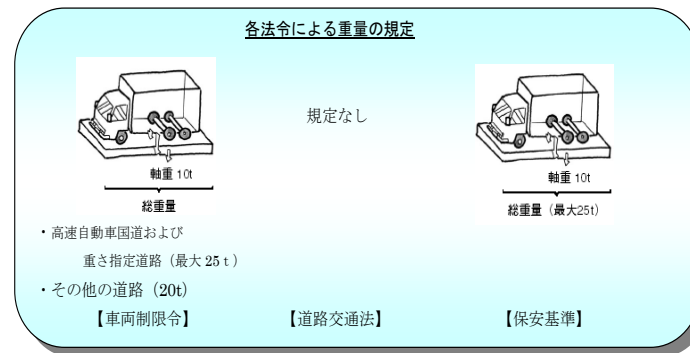
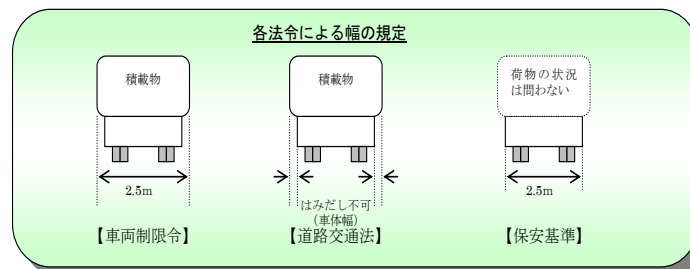
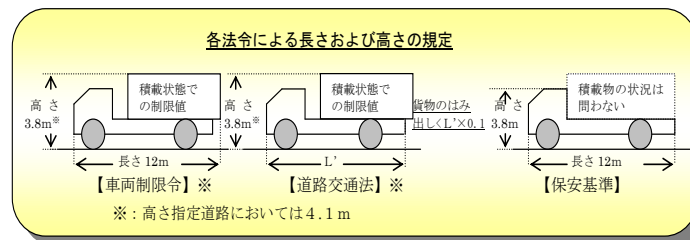
- ・ 管轄する省庁 国土交通省自動車局（運輸局）
- ・ 概要

貨物輸送のために基準を超えるトレーラ等を製造する場合は、この法令で定める基準緩和認定を受けなければなりません。

各法令で定める基準等について

	車両制限令 【道路】	道路交通法 【警察】	道路運送車両の保安基準 【車両】
長さ	貨物積載状態で 12m	①自動車の長さの10%を超えたはみ出しを禁止 ②他の車両をけん引する場合の全長 25m	①自動車の全長(車長) 12m ②連結車の特例 セミトレーラ連結車は、連結装置中心から車両後端までの距離が12m トラックは、車長が12m
幅	貨物積載状態 2.5m	貨物の幅は車両の幅を超えないこと。	貨物に関係なく 2.5m
高さ	貨物積載状態 3.8m (高さ指定道路は4.1m)	貨物積載状態 3.8m (高さ指定道路は4.1m)	車両の高さ 3.8m
総重量	①自動車の重量(自重)＋乗員の体重＋貨物重量 ・高速自動車国道と重さ指定道路は25tまで ・その他の道路:一律20t ②連結車の特例 バン型などのセミトレーラやフルトレーラは、最遠軸距に応じて ・重さ指定道路 25～27t ・その他の道路 24～27t	①規定なし 「貨物の最大積載量は、保安基準に準拠(車検証の記載値)」 ②連結車の特例 規定なし	①自重＋乗車定員の体重(一人当たり55kg)＋貨物の最大積載量 ・車長や軸距によって20～25t ②連結車の特例 セミトレーラ(被けん引)は、連結中心から最後軸中心までの距離によって20～28t
運行	特殊車両通行許可を受けた車両は運行できる。 また、緊急自動車や災害救助等を用務として通行する車両は、車両制限令の適用外。	制限外許可および制限外けん引許可を受けた最大積載量を超える車両は運行できる。	保安基準の制限値を超える車両は認定をうければ基準緩和車両として運行できる。

- 道路法**：橋やトンネルなどへの影響を勘案して限度を決める
 - ・幅、重量、長さなどの最高限度は乗員、貨物が載った状態
 - ・トレーラなど連結車の重量、長さなどの最高限度も連結状態
- 道路交通法**：交通安全上の観点から規定
 - ・危険防止、交通の安全を図るため過積載を禁止
 - ・貨物のはみ出しを制限
- 保安基準**：自動車の安全性の確保のため、規制がある
 - ・連結車では、切り離れた状態での個々の車両について規定



※国交省資料の一部引用

3. 特殊車両通行許可制度について(道路法 車両制限令)

一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を所定の書類に記入し、道路管理者に申請を行い、**許可証の交付を受けることで、許可された経路を走行することができます。**

特殊車両通行許可の流れ

申請者

申請

車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を記載した申請書類の作成

申請窓口に提出

道路管理者

審査

算定要領および道路情報便覧を利用して審査
(場合によっては、別途個別審査となります)

申請者：申請は運送事業者がしなければならないという決まりはなく、荷主（発注者）が申請することも可能です。

許可または不許可

必要な条件を付して許可
理由を付して不許可

申請から許可（不許可）までの標準処理期間

許可または不許可とされるまでの標準処理期間は「受付日」から次のとおりとなっています。

○ 新規申請および変更申請の場合 3 週間以内

○ 更新申請の場合 2 週間以内

ただし、下記の条件を満たしている場合となります。

- ・ 申請後に申請内容の変更がない場合
- ・ 未収録道路（[道路情報便覧（9ページ）](#)に収録されていない道路）がない場合
- ・ 特殊車両通行許可限度算定要領による許可寸法・重量を超えない場合
- ・ 個別審査がない場合

特殊車両通行許可申請における審査方法について

■申請する場所

国道事務所や地方自治体の道路管理者など、走行する道路によって異なります。

※詳しくは国道事務所（場所によっては河川国道事務所）にお問い合わせください。

■審査の方法

審査は、走行する道路や車両によって内容が異なるので、**道路情報便覧**を基に、重量、幅、高さ、走行する道路の状況などについて行います。

①道路別の算定

算定要領は道路別に決められているため、各々の道路に対応した算定要領で行います。

②寸法・重量別の算定

寸法に関する算定と重量に関する算定をします。

③箇所別の算定

算定が必要となる箇所ごとに算定方法が決められているため、それに応じて算定します。

④車両別の算定

車両の区分によって、許可できる通行条件の範囲が決められているので、その範囲で算定します。

⑤算定要領を超える車両の算定（時間がかかる）

算定できる範囲を超える車両の場合は、別途算定方法が決められています。

この算定は、各道路管理者がその管理する道路を行なうことになっているため、受付した道路管理者が関係道路管理者と協議を行います。

⑥通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていない場合（時間がかかる）

この場合も、“算定要領を超える車両の算定”と同様に、受付道路管理者が関係道路管理者と協議を行います。協議を受けた道路管理者は現地調査を実施し、その結果を用いて算定を行ないます。

道路情報便覧について

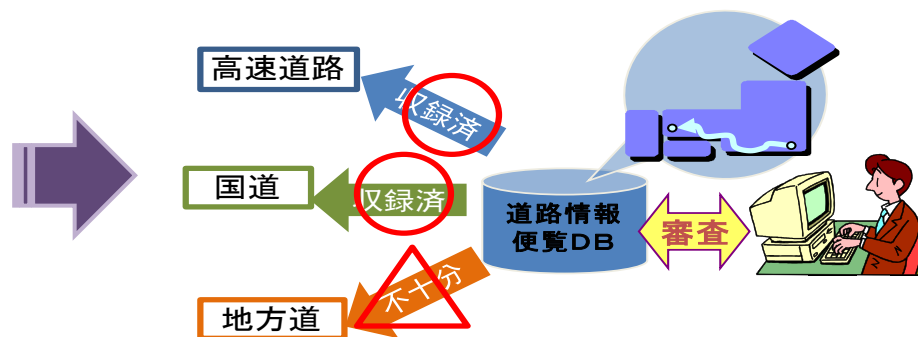
●道路情報便覧とは？

- ☆ 特殊車両の通行を想定した道路の構造や交通条件等について、全国的に収集・収録した審査用のデータベースです。
- ☆ 便覧には橋梁や交差点・道路幅員・最小曲線半径などの情報が集約されています。
- ☆ 最新の道路状況と整合させるため、毎年データ更新を行っています。

●道路情報便覧の収録状況（収録率）

収録率（平成21年4月現在）

高速道路、一般国道	100%
主要地方道	93%
一般都道府県道	32%
指定市道	4%
市町村道	1%



★道路情報便覧に収録された道路は審査が早い!!

★収録されていない道路（未収録道路）は審査が遅い・・・

特殊車両通行許可申請の提出方法

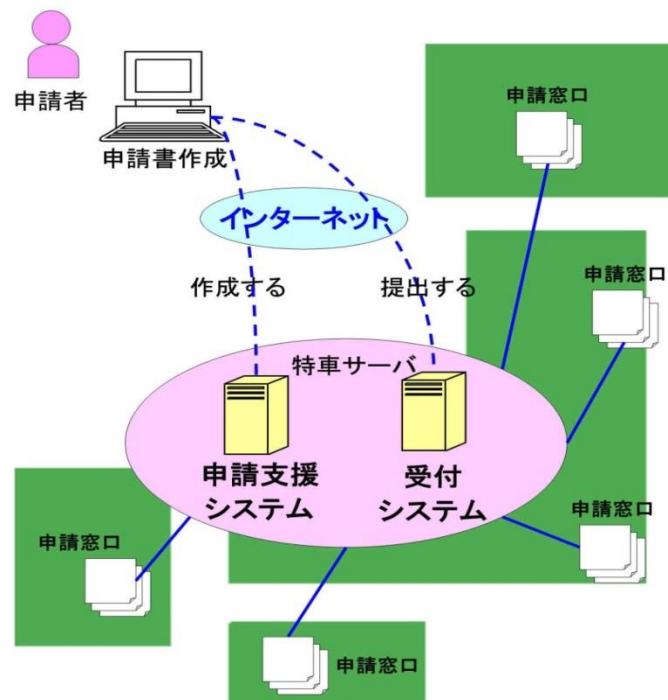
国道を走行する場合の申請書の提出方法は、下記①～③の3通りです。
※県道や市町村道のみ走行する場合は、書面申請になります。

申請書類作成方法		インターネットを利用し送信	窓口事務所に持参
パソコンで申請書類と申請データを作成する	インターネット版申請支援システム	①オンライン申請	②FD申請 (インターネット版)
	CD-ROM版申請システム	—	②FD申請 (CD-ROM版)
手書きで申請書類を作成する		—	③書面申請

特殊車両通行許可オンライン申請について

オンライン申請とは、自宅やオフィスに設置しているパソコンと行政をインターネットで接続し、手続きを電子的に行う申請方法です。

- ① 申請データの作成にあたっては、申請支援システムを利用します。
- ② 申請者がパソコンから提出(送信)した申請データは、受付システムで受け付けられ、申請者の選んだ申請窓口へ転送され、処理が行われます。
- ③ 許可証取得についても、申請窓口に出向くことなくインターネットを経由して取得することができます。(注)
提出した申請の審査状況もインターネット経由で確認することができます。



特殊車両通行許可オンライン申請のイメージ

車両諸元等、必要事項を入力すると以下のような画面が表示されます。

①の住所入力と②を選択して“OK”をクリックすると・・・

通行条件設定	
出発地・目的地	
出発地住所	
目的地住所	
通行条件設定	
経路の算定	☐ する ☒ しない
C/D条件の確認	☐ する ☒ しない
個別審査箇所の確認	☐ する ☒ しない
申請方法の選択	☒ 往復 ☐ 片道

OK キャンセル

画面の地図上に、下図のように推奨する経路および障害箇所（通行条件・個別協議など）が表示され、それぞれの道路情報が色別で示されます。

経路表示のイメージ図



表示パターン

パターン	表示内容
パターン1	条件なし（収録道路の場合は、青線、 未収録道路の場合は、灰色線）
パターン2、3は、「通行状況設定」画面にて選択された場合のみ表示	
パターン2	C/D条件箇所（紫色線、 )
パターン3	個別審査箇所（紫色線、 )
パターン4	通行不可箇所（紫色線、 )

詳細は24
ページ

道路別の表示色

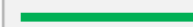
<大型車誘導区間>

大型車誘導区間



<収録道路>

高速自動車道・国道・都市高速道路



一般国道

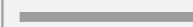


主要地方道・都道府県道・
指定市道・市町村道



<未収録道路>

未収録道路



港湾道路



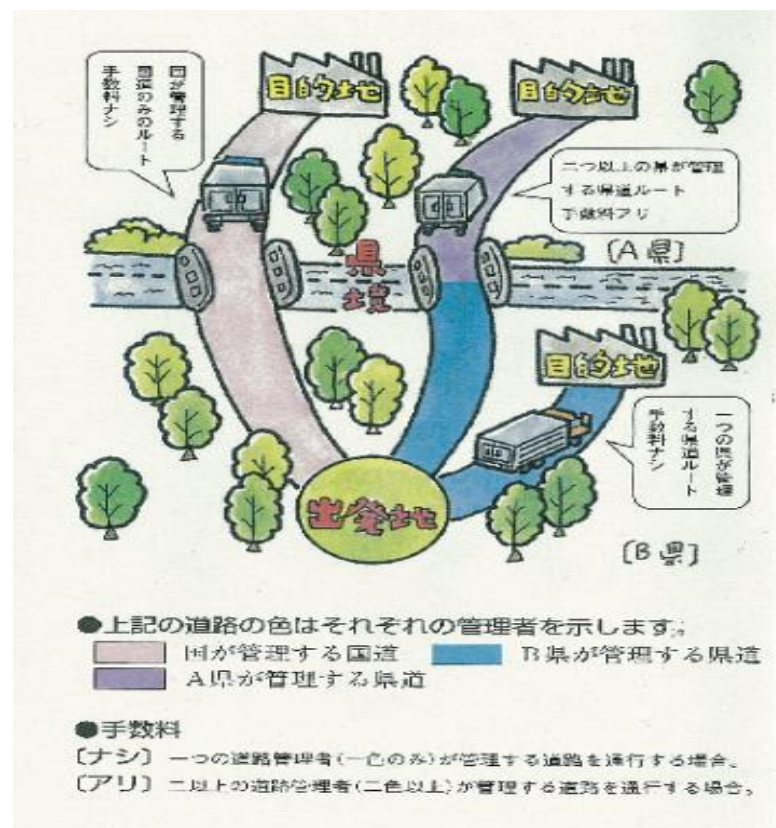
そして、「高さ指定道路」や「重さ指定道路」も色によって確認することができます！



申請の受付窓口

- ① 国土交通省所管の道路管理担当事務所
(国道事務所や河川国道事務所など)
●一括申請可・オンライン申請可
- ② 都道府県・指定市
(本庁もしくは道路管理担当事務所
(自治体により異なる))
●一括申請可
- ③ 市区町村(本庁等)
●一括申請不可

注: 通行経路に含まれる道路管理者以外は受理出来ません。



○ 一括申請とは？

通行経路が2つ以上の道路管理者の管理する道路(国道と県道など)に跨る場合、そのうちの一つの道路管理者に申請を行えば、申請を受け付けた道路管理者が、他の道路管理者が管理する道路の通行に関して協議し、一括して許可できることになっています。

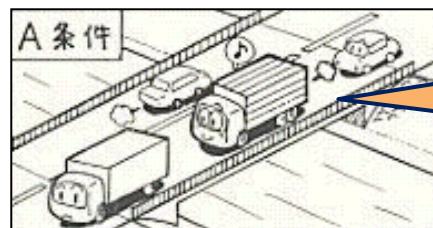
特殊車両通行許可に関する通行条件について

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、**必要な条件**が付けられて許可されます。

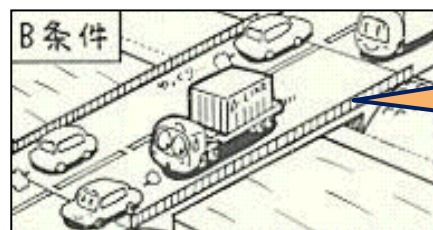
■重さに関する通行条件のイメージ

記号 区分	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	普通に走行できる	普通に走行できる
B	徐行および連行禁止が条件	徐行することが条件
C	徐行と連行が禁止され、更に車両の前後に誘導車を配置することが条件	徐行および車両の前後に誘導車を配置することが条件
D	徐行と連行が禁止され、更に車両の前後に誘導車を配置したうえで、2車線内に他車が通行しない状態で車両を通行させることが条件 その他、道路管理者が指示する場合はその条件も加わる	

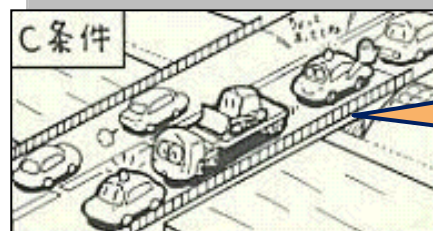
「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。



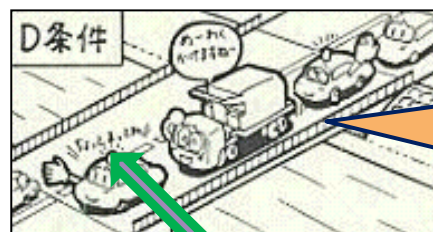
申請経路内は普通に走れます



ゆっくり走りましょう



誘導車配置で後続車との車間をとりましょう



誘導車配置と時間指定で橋などを渡る時は2車線分の間をとりましょう

※国交省資料の一部引用

注：誘導車に備え付けることが出来る点滅灯の色は緑色です！

4. 特殊車両通行許可制度における違反と指導取締りについて

➤違反行為

- ・ 無許可で運行
- ・ 許可を得ていない経路を運行
- ・ 許可を受けた限度以上の荷物を積んで運行 など

➤指導取締り方法

- 指導取締基地での取締り
- 自動計測装置による計測

➤違反を繰り返し行った場合にとられる措置

- ・ 行政指導（国道事務所等呼び出される）
- ・ 行政指導内容の公表（国土交通省のホームページに社名等が掲載される）
- ・ 許可の取消し
- ・ 告発（きわめて悪質なときは警察に告発される）

➤行政指導への対応

《特に自動計測装置での取締りの場合》

- ・ 呼び出しを受けたら、必ず呼び出し先に出向きましょう！
- ・ 違反の認識が無くても必ず応じてください。

（なぜかというと…）

指導だけではなく、意見聴取（言い訳）の場が与えられます。

指導取締りの種類および行政指導の流れについて(その1)

指導取締基地

道路脇に設置された“指導取締基地”に、車両を引き込み、重量・寸法の計測を行い、法令違反者には措置命令や指導警告を実施する。



取締り基地による取締り

(1回目) 車両制限令違反 (通行の中止又は軽減措置の命令)

警告 (事業者あてに文書及び電話で行政指導)

(2回目) 車両制限令違反 (通行の中止又は軽減措置の命令)

警告 (事業者あてに文書で行政指導)

是正指導 (国道事務所にて対面で行政指導)

(3回目) 車両制限令違反 (通行の中止又は軽減措置の命令)

警告

弁明の機会

是正指導

公表

(地方整備局HP等において、是正指導内容を公表)

是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、名称及び是正指導内容等を公表

指導取締りの種類および行政指導の流れについて(その2)

車両重量自動計測装置

走行中の車両で、基準を超える重量等を自動的に計測し許可の有無等を判定。結果、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告を実施する。



※国交省資料の一部引用

自動計測装置による取締り

(1回目) 車両制限令
違反

(軸重20t超: 2回/1ヵ月)
(軸重20t以内: 20回/3ヵ月)

警告

(事業者あてに文書で行政指導)

是正指導

(国道事務所にて対面で行政指導)

(2回目) 車両制限令
違反

(軸重20t超: 1回/1ヵ月)
(軸重20t以内: 20回/3ヵ月)

警告

是正指導

車両ごとではなく
会社ごとです!

(3回目) 車両制限令
違反

(軸重20t超: 1回/1ヵ月)
(軸重20t以内: 20回/3ヵ月)

警告

是正指導

(4回目) 車両制限令
違反

(軸重20t超: 1回/1ヵ月)
(軸重20t以内: 20回/3ヵ月)

警告

弁明の機会

是正指導

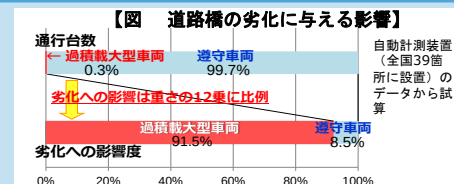
公表

(地方整備局HP等において、是正指導内容を公表)

5. 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。
※車両総重量20tを超える違反車両
→ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
- 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

（1）バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 【H26年度中に実施】

（2）45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- 45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】

（3）許可までの期間の短縮

- ① 主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
- ② 通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
- ③ 大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 【H26年度から実施】
- ④ 通行許可に係る審査体制の集約化 【H27年度から段階的実施への準備】

（4）適正に利用する者の許可の簡素化

- ① 違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長 【H27年度実施に向けて準備】
- ② ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

（1）違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- ① 自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
- ② コードラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】

（2）違反者に対する指導等の強化

- ① 国道事務所呼び出しして是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）【H25年度から実施】
- ② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【H26年度から実施】
- ③ 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【H26年度から実施】

（3）関係機関との連携体制の構築

- ① 国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施【H25年度から実施】
- ② 国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 【H26年度から実施】
- ③ 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・ 道路構造物の長寿命化

・ 効率的かつ迅速な物流の実現

・ 交通の危険の防止

道路の老朽化対策に向けた大型車両の 通行の適正化方針（概略）について

緩和（改善）ポイント

- (1) 軸重許可基準の緩和
 - ・平成26年度中に国際海上コンテナセミトレーラ同様、**軸重11.5tに緩和**されます！
 - ※1デフのエアサス車が対象
- (2) セミトレーラの長さの緩和
 - ・平成26年度中にセミトレーラの長さ制限が緩和されます。
 - ※ただし、特車の審査は変わらないので、通行条件が厳しくなることも・・・
- (3) 通行許可の発行期間の短縮
 - ・道路情報便覧の収録を促進
 - ・オンライン申請システムの改良
 - ・国による、市町村道を含む**大型車両を誘導すべき道路**の整備促進
 - ・審査体制の集約化
- (4) 適正利用者に対する許可の簡素化
 - ・違反実績のない方に対する許可期間の延長
 - ・ITSを活用した通行許可の運用

規制強化ポイント

- (1) 違法車両の取締りを徹底
 - ・自動計測装置の増設
(平成26年度は2機増設予定)
 - ・コードンラインの設定による取締りを実施
- (2) 違反者に対する指導等の強化
 - ・違反者に対する呼び出し指導および告発の実施
 - ・基準の2倍を超える重量違反など、悪質な違反者に対しては**即時告発**の実施
 - ・改正道路法に基づく立入検査・報告徴収の実施
- (3) 関係機関との連携体制の構築
 - ・国土交通省、警察庁、高速道路会社、全日本トラック協会等との連携により、荷主を含めた啓発や違反者情報の共有等を目的とした連絡会の開催を実施
 - ・国土交通省から高速道路会社等に対し、指導取締り強化の検討について要請
 - ・国土交通省自動車局との連携により、違反者に対する行政処分および、荷主に対する是正指導の実施について検討を行う

6. 大型車誘導区間について

大型車誘導区間が発表され、平成26年10月27日から運用が開始されました

概要

- 道路の老朽化への対応として、大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより適正な道路利用を促進するため、道路法等の一部を改正（平成25年6月5日公布、平成26年5月30日施行）。
- 国際海上コンテナ車をはじめとする大型車両に係る「特殊車両の通行許可」について、今後は、あらかじめ指定した「大型車誘導区間」のみを通行する場合、個別の道路管理者への協議が不要となり、国が一元的に審査した上で許可。
(※対象となる車両の範囲については、省令で規定。)

大型車誘導区間の指定

- ・高速道路(原則全線指定※) 9,660 km
 - ・直轄国道(原則全線指定※) 21,450 km
 - ・地方管理道路(主要港湾・空港・鉄道貨物駅を結ぶ道路等を指定) 2,720 km
〔※都心部の区間、バイパス整備後の直轄国道現道の区間等を除く〕
- 合計 33,830 km
- …全道路の約3%の指定により、特殊車両の通行の約8割をカバー可能

効果

- 国の一元的審査により、許可までの期間を短縮

従来

20日程度

今後

3日程度

(※申請書類に不備がない場合)

- 望ましい経路へ通行を誘導し、道路の保全に寄与

今後について

- 道路ネットワークの整備状況、大型車の通行状況、物流事業者等の意見等を踏まえながら、必要に応じ追加指定を実施し、大型車誘導区間を充実させる。
- その際、道路構造上の支障部分については、その解消を順次図り、より望ましい誘導区間となるよう引き続き努力していく。

イメージ



大型車誘導区間の概要について

☆平成25年6月5日に改正道路法が公布され、平成26年5月30日に施行となった「大型車誘導区間」について、10月27日から運用が開始しました。

<目 的>

大型車両の通行許可の迅速化を図ること

<内 容>

国が「大型車両を誘導すべき道路」として指定した道路（都道府県・市町村道を含む）が申請経路の場合、国が一元的に審査を行い許可をする。

※指定道路については、道路情報便覧に収録された道路の一部です。

<効 果>

国が一元的に審査を行うため、許可までの期間が短縮されます。

※従来約20日→3日

<手数料>

申請経路が指定道路のみの場合、1経路あたりの手数料は160円。

それ以外は現行通りの200円です。

<許可できる車両の基準>

幅・・・・・・・・・・2.5m以下

総重量・・・・・・・・44t以下

軸重・・・・・・・・10t以下（国際海上コンテナ11.5t以下）

高さ・・・・・・・・4.1m以下

長さ・・・・・・・・セミトレーラ17m以下、フルトレーラ19m以下
ダブルス21m以下

最小回転半径・・12m以下

発表に伴うオンラインシステムの改良

誘導区間の発表に伴い、表示項目や選択項目が追加しました。

The screenshot displays a web-based route search application. The main map shows a route from the western suburbs of Tokyo towards the center. A red line segment is highlighted with a callout box labeled "大型車誘導区間" (Large Vehicle Guidance Section). The sidebar on the left contains the following elements:

- 経路自動探索 (Automatic Route Search):**
 - 開始交差点 (Start Intersection): 5339454251 四谷四丁目 #5339454251
 - 通過地1 (Via 1): [Empty field]
 - 終了交差点 (End Intersection): 5339050234 #5339050234
 - Buttons: 通過地追加 (Add Via), 開始終了交差点入替 (Swap Start/End Intersections), 交差点番号をクリア (Clear Intersection Number)
 - Radio buttons: ☐ 有料道路優先 (Priority for Toll Roads), ☒ 一般道路優先 (Priority for General Roads)
- 表示 (Display):**
 - ☒ 大型車誘導区間を優先した経路 (Route prioritizing large vehicle guidance section) - Button: 経路選択 (Route Selection)
 - ☒ 個別審査を回避した経路 (Route avoiding individual review) - Button: 経路選択 (Route Selection)
 - ☒ 個別審査及び夜間条件を回避した経路 (Route avoiding individual review and night conditions) - Button: 経路選択 (Route Selection)
 - ☒ 距離が最短となる経路 (Shortest distance route) - Button: 経路選択 (Route Selection)
 - ☒ 算定情報を表示する (Display calculation information)
- Buttons:** 経路探索 (Route Search), 申請経路確定 (Confirm Application Route), キャンセル (Cancel)

The map on the right shows the route in the context of the Tokyo area, with various districts and landmarks labeled. A scale bar at the bottom right indicates distances up to 10 kilometers.

7. 各種情報 最小回転半径計算シートについて

☆平成26年6月23日、国土交通省のホームページに最小回転半径が自動計算できるシートが追加されました！

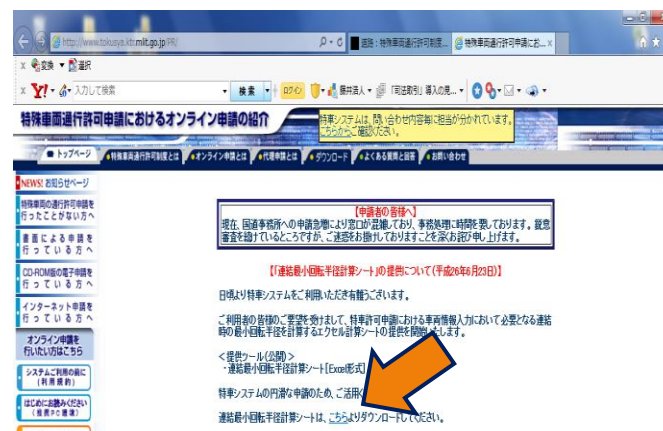
① ヤフーやグーグルで「特車」を検索



ここをクリック！

すると…

② こんな画面に！（特車PRサイト）



③ 表示画面「最小回転半径計算シート」を選択

道路情報閲覧システム Ver.8.11

道路情報閲覧付図表示システム Ver.9.1

特殊車両通行許可申請書製作成装束(H20)

特殊車両通行許可申請書製作成装束(H23.4月版)

申請書作成補助ツール

バージョン	概要
Ver.8.11	特殊車両通行許可申請における通行経路表の作成に必要な交差点番号を確認することができるプログラムです。
Ver.9.1	特殊車両通行許可申請における通行経路を地図上で作成するプログラムです。
H23.4月版	特車申請の申請書作成支援です。手書きですが、システム入力に活用できます。参考ください。

連結最小回転半径計算シート [Excel形式]

※Microsoft Wordは、米国Microsoft Corporationの登録およびその他の国の登録商標です。

※「道路情報閲覧システム」は登録商標です。

※「Excel」はMicrosoft Corporationの登録およびその他の国の登録商標です。

※「Adobe Reader」はAdobe Systems Incorporatedの登録商標です。

④ 「計算シート」を選択し数値入力で完了！

※トラックとトレーラの軸数・組合せにより、各寸法値の位置が異なりますので、該当する軸数タイプ・組合せの図例を参照して入力してください。

【計算シート】

項目	単位	入力欄
L1: トラクタ軸距	mm	
L2: トレーラ軸距	mm	
H: トラクタ前輪軸距の1/2の値	mm	
S: トレーラ前輪軸距の1/2の値	mm	
DL: トレーラタンデム(後軸)中心線から、後軸中心までの距離	mm	
L: カラ中心から後軸中心までの前後距離	mm	
R: 連結時の最小回転半径	mm	
L1: トラクタ軸距	mm	
L2: トレーラ軸距	mm	
H: トラクタ前輪軸距の1/2の値	mm	
S: トレーラ前輪軸距の1/2の値	mm	

①数値入力

②プルダウンより選択

登録前車両の特殊車両通行許可申請について

新車等の自動車検査登録が済んでいない特殊車両については、
国道事務所において通行許可申請を事前に受付いたします

特殊車両通行許可申請では、車両諸元等の確認のため、申請時に車検証（写し）の添付を求めており、新車等の自動車検査登録が済んでいない車両については、車検登録後に申請頂いております。

これからは、車検登録後の速やかな通行開始のため、車検証（写し）に代わる書類の添付により、車検登録前の申請を受け付け、事前審査を開始いたします。

【注意事項】

①オンライン、窓口（FD又は紙）どちらの申請でも可。
ただし、いずれの場合においても、車両諸元など申請書類の記載方法や添付書類などについて、**必ず申請書の提出前に事務所窓口へご相談願います。**

※特にオンラインの場合、事前相談無しに送信すると必要書類不備により受理されず差し戻しとなります。

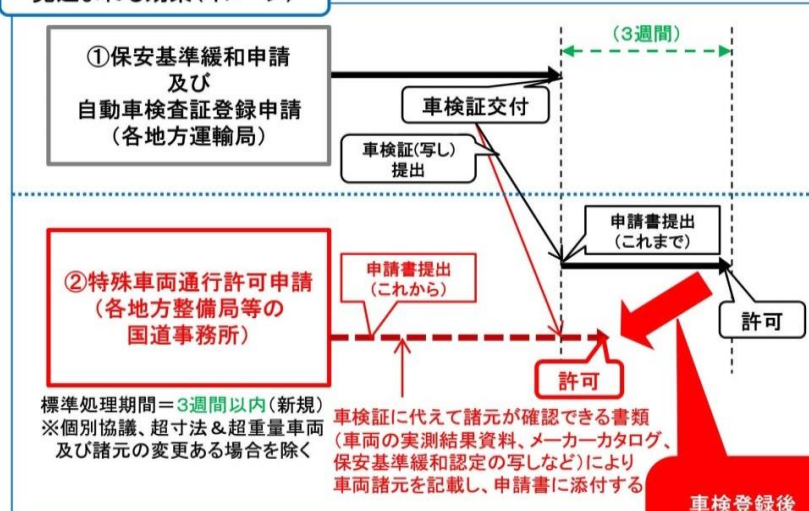
②申請時には、車検証（写し）に代えて車両諸元が確認できる書類を必ず用意してください。

※後日、車検証（写し）の確認の結果、申請書と車両諸元が大きく異なる場合、審査のやり直しとなるため再度申請が必要となり、手数料の納付が必要となります。

③車検登録後、速やかに車検証（写し）を提出願います。

※車検証の車両番号及び車両諸元を確認の上許可証を作成し、後日お渡しします。

見込まれる効果（イメージ）



※本取扱により、新車等の申請に係る審査開始時期を早めるものですが、通常の申請と同様に、申請の内容によっては個別協議に時間を要し、経路によっては通行不可能な場合もあります。
そのため、全ての場合において迅速な許可を保証するものではありません。

詳しくは最寄りの国道事務所へお問い合わせください。

★車両の移管にも活用出来ます！

★申請の際は、必ず申請窓口事前連絡をお願いいたします。

特殊車両通行許可申請における包括申請について

☆過去

窓口申請で申請した場合、形の違う車両の組み合わせでも包括申請ができていました。

☆現在（平成25年6月28日から）

バン型ならバン型、スタンション型ならスタンション型といった、同一車種のための申請しかできなくなりました。（詳しくは下記の通り）

バン型等の連結車（特例8車種） の包括申請について

異なる車種を包括申請することはできません。

特例8車種についても、『バン』『タンク』『幌枠』『コンテナ』『車運搬』『あおり』『スタンション』『船底型』のそれぞれの車種毎に、別々に申請書を作成してください。

窓口申請では、特例8車種のうち追加3車種（あおり型、スタンション型、船底型）に限っては、車種が混在していても包括による申請が可能でしたが、従来より別々に申請して頂いているオンライン申請と整合を図ることとし、窓口申請におきましても別々に申請書を作成して頂くことになりました。

一部の申請者の方にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力お願いいたします。

分割可能な貨物を輸送する車両の長さの見直しについて

☆平成25年11月5日、トレーラの長さが緩和されました

下記の写真やイラストのような車両については、全長21mまで緩和されました。

※高速自動車国道は対象外です

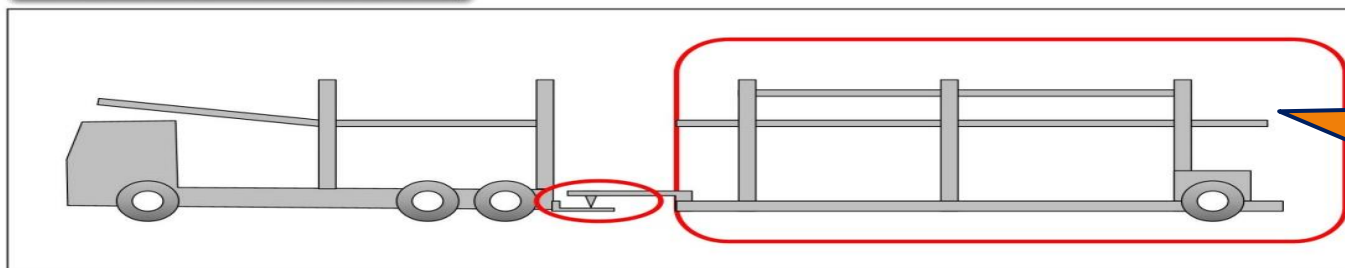
フルトレーラ連結車



実車あり！

◇ 写真のフルトレーラ連結車は、構造改革特別区域「長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業」において実際に走行した車両。

セミトレーラ連結車



実車なし...

◇ 図は、「セミトレーラをけん引するための自動車の連結装置の中心が当該車両の後軸の車輪（複数軸を備えるものは後後軸の車輪よりも後ろに備えるもの）」として、今回対象となるセミトレーラ連結車のイメージ。

注：長さの緩和はされましたが、特車の審査基準は現行通りのため、通行許可条件が厳しくなること（B条件→C条件など）があるので注意が必要です！

8. 基準緩和自動車の認定要領の改正について

○申請者の負担軽減等を図ることを目的として、
以下の改正が行われました。（平成26年3月20日施行）

○改正概要

①申請時の添付書面の簡素化について

事業用自動車については、運行管理規程の提出を不要とする等、申請時の添付書面の簡素化が図られました。

②変更申請の見直し

これまで、使用の本拠の位置の変更を伴わないものでも、申請者の住所変更があった時の変更申請が不要となりました。

③長尺貨物を輸送するセミトレーラに関する取扱いについて

長尺貨物を輸送するために、長さの基準緩和を受けるセミトレーラで、スタンション型等の貨物の落下防止措置を備えたものは、車両総重量36トンを超えない長尺貨物を複数本輸送できることが明確になりました。

9. 制限外許可制度について(道路交通法)

○制限外許可とは？

貨物が分割できず、政令で定める積載重量等の制限をこえる場合は、出発地警察署長が当該車両の構造や道路、交通の状況に支障がないと認めて許可したときは、許可された範囲内で車両を運転することができます。

○制限外許可申請が必要となる基準について

積載物の長さ、幅、高さが下記の数値を超えた場合は許可申請が必要になります。

- ・長さ 自動車の長さの1. 1倍
- ・幅 自動車の幅
- ・高さ 3. 8m（高さ指定道路は4. 1m）

○許可できる限度について

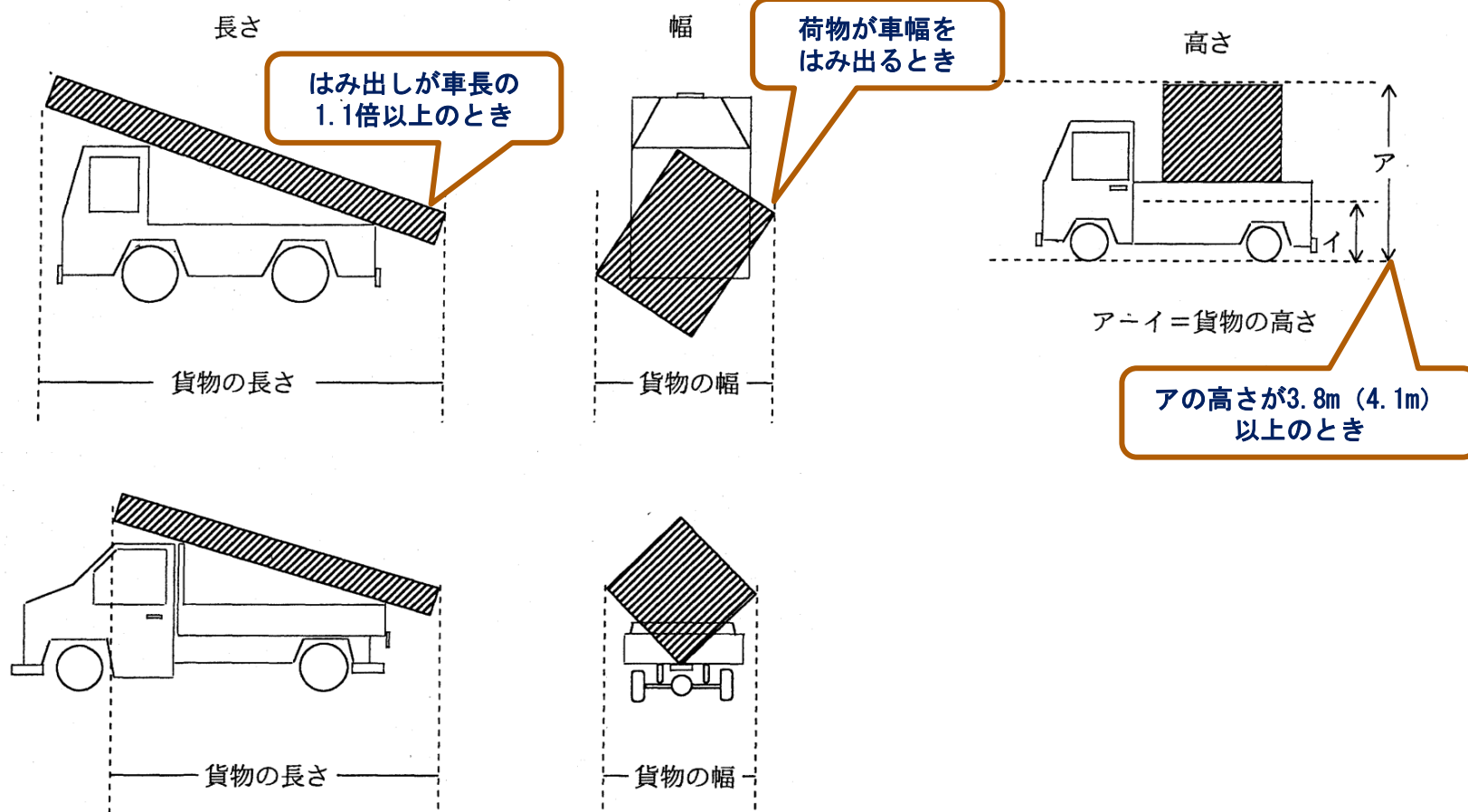
- ・長さ 自動車の長さの1. 5倍まで
- ・幅 自動車の幅プラス1. 0m（ただし、全体の幅が3. 5mを超えないこと）
- ・高さ 4. 3m

○許可できる積載の方法

- ・長さ 前後とも自動車の長さの1. 3倍まで
- ・幅 左右とも0. 5m以内

制限外許可制度における積載方法について

申請が必要となる積載イメージ図



制限外許可の申請等について

(1) 申請先

出発地の警察署

(2) 許可申請者

○申請者は車両の運転者です

○運転者が複数の場合は、申請書に連記します（連記できない場合は、別紙に申請者の氏名、住所等を記載）

(3) 許可の単位及び期間

○原則

許可は、原則として申請する1運行のみです

許可期間は申請した運行が終了までです

○特例

特例として、①同じ運転者が②同じ車両で③同じ荷物を積載して④同じ場所への運行を繰り返す場合については、3ヶ月以内の期間で包括的な許可を受けることができます。

(4) 実査（実物を見て審査すること）

○審査については、原則として車両の構造や貨物とその積載状態、道路交通の状況について実査が行われます。

○ただし、特に信用すべき事由がある時は実査が省略されることがあります。

(5) 申請から許可証発行までの期間

○都道府県警察により異なりますが、標準処理期間は概ね1週間となっています。

ただし、他の都道府県への輸送等、長距離運行となる時は審査期間が延長となる場合があります。

(6) 違反したとき

○車両の運転者に対し、道路交通法で決められている罰則があります。

例) 許可証不携帯一運転免許点数1点・罰金6,000円

制限外許可申請について（耳寄りな情報）

☆制限外許可申請時、警察署に出向いた際に「特殊車両通行許可証」を添付書類として求められることが多くあると思います。

しかし、「**特殊車両通行許可制度**」は**道路法**、「**制限外許可制度**」は**道路交通法**と、**それぞれが違う法律**で決められている事なので、**許可証の添付は不要**と言うことになります。

☆そこで・・・

警察庁から各都道府県警察本部に対して「**申請受付時に許可証の添付を求めないこと**」とした文書を、「制限外許可申請の添付書類の簡素合理化」というタイトルで、平成19年11月29日に事務連絡が出ています。

特殊車両通行許可申請と制限外許可申請を同時に進めたくても、警察署に聞き入れてもらえなくて困っている場合（審査が遅いなど）は、上記事項を担当官にお伝えください。

※県警本部宛の文書のため、各警察署で把握していない場合があります。
その際は担当官に「県警本部に確認してください」とお伝えください。

10. ご質問、お問い合わせ先について

お問い合わせ先および方法について		
①まず、「よくある質問」のページをご参照ください。 ②お求めの情報が見つからない場合は、下記お問い合わせ方法を参考の上、該当のお問い合わせ先まで、ご連絡ください。		FAQ よくある質問のページ
問い合わせ先	担当	連絡先
オンライン申請システムの操作方法と簡易な手続きの流れ等に関するお問い合わせ オンライン申請システムに関するご意見・ご要望 電子申請書作成システム 道路情報便覧表示システム 道路情報便覧付図表示システム 上記3システムの操作方法に関するお問合せ 申請の手続きと制度に関するご質問	特車運用事務局	TEL▶ 048-601-3223 注意※1 電話に関する留意事項 info@tokusya.net
	申請事務取扱窓口	こちらから

オンラインシステムに関するお問い合わせ先

特殊車両通行許可制度に関するお問い合わせ先

注意※1: ガイダンス 案内の流れ
 「こちらは特殊車両運用事務局です。」というガイダンスの後、番号の選択では「1」の番号を押しください。
 現在「2」は使用できません。(近日中に改修を行います)
 ご迷惑おかけしますがよろしくお願いします。(2014.02.14)

道路 美しい関東を支えるみちづくり

申請事務取扱窓口

(1)国の機関 (2)各高速道路会社 (3)都道府県・政令市

[申請・問合せ窓口\(国の機関\)](#)

[申請・問い合わせ窓口\(各高速道路\(株\)\)](#)

[申請・問合せ窓口\(都道府県・政令市\)](#)

申請・問合せ窓口(国の機関)

北海道開発局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌開発建設部 公物管理業務課	〒060-8506	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-0199
函館開発建設部 公物管理課	〒040-8501	函館市大川町1番27号	0138-42-7692
小樽開発建設部 公物管理課	〒047-8555	小樽市潮見台1丁目15番5号	0134-23-5172
旭川開発建設部 公物管理課	〒078-8513	旭川市宮前通東4155番31	0166-32-1498